

議案第 9 号

岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について

岩倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

岩倉市国民健康保険税条例（昭和46年岩倉市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、第11条及び第26条第1項」を「及び第11条」に改める。

第17条第1項を次のように改める。

普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 7月1日から同月31日まで
 - 第2期 8月1日から同月31日まで
 - 第3期 9月1日から同月30日まで
 - 第4期 10月1日から同月31日まで
 - 第5期 11月1日から同月30日まで
 - 第6期 12月1日から同月27日まで
 - 第7期 翌年1月1日から同月31日まで
 - 第8期 翌年2月1日から同月末日まで
 - 第9期 翌年3月1日から同月31日まで
- 第17条に次の1項を加える。

4 市長は、特別の事情がある場合においては、第1項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

第26条及び第27条を次のように改める。

第26条及び第27条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の岩倉市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。